平成２９年（フ）第８２０９号
東京都新宿区山吹町４－４　プラウドフラット神楽坂Ⅱ713、住民票上の住所茨城県常陸太田市山下町946－３－303
債務者　佐藤　友洋
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２５５号
東京都江戸川区北葛西２丁目14―26
債務者　鈴木真貴子（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２６３号
東京都足立区綾瀬２丁目35―９―301
債務者　岡田　浩喜
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２６４号
東京都江東区東陽４丁目７―10　東陽町ハイホーム305　Ａ棟
債務者　宮本　京子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２６５号
埼玉県川口市戸塚２丁目25―31―603
債務者　片倉　夏来
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２６６号
東京都荒川区西尾久５丁目12―３―305
債務者　田代　悦子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１４３号
横浜市緑区青砥町264番地
債務者　神谷　希望
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５５号
横浜市港北区新吉田東７丁目14番２―106号
債務者　吉中　幸代
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５６号
横浜市港北区新吉田東７丁目14番２―106号
債務者　吉中　正幸
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７６６号
横浜市緑区長津田３丁目27番９号　エステート長津田Ⅱ　205号
債務者　中島　秀夫
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７７７号
横浜市緑区新治町582番地　芦垣ハイツＡ棟202号
債務者　伊東　正博
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０１号
東京都武蔵村山市中藤３丁目19番地の７レオパレス谷津202号
債務者　足立　友美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７１５号
横浜市栄区公田町251番地７　グリーンハイツ公田103
債務者　出雲　直実
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４８号
静岡県藤枝市天王町３丁目14番15号　コーポ八坂102号、旧住所静岡県藤枝市高洲１丁目14番33号
債務者　片山　信之
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４９号
静岡県藤枝市天王町３丁目14番15号　コーポ八坂102号、旧住所静岡県藤枝市高洲１丁目14番33号
債務者　片山智江美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部